

**福知山市障害者計画
第7期福知山市障害福祉計画
第3期福知山市障害児福祉計画
【 概要版 】**

令和6年3月
福知山市



計画の概要

1 計画策定の趣旨

本市において、福知山市障害者計画、第6期福知山市障害福祉計画、第2期福知山市障害児福祉計画は、それぞれの計画の期間が令和5(2023)年度で終了することから、新たな国の指針等に基づき、本市における障害のある人等の状況を踏まえ、新たな目標やサービス見込み量を設定した計画を策定し、計画的に施策を推進することで、障害のある人が地域の中で自立し、安心して充実した生活を送ることができる社会の実現に向けて取組を進めていきます。

2 計画の位置づけ

(1) 法的な位置づけ

福知山市障害者計画は、障害者基本法第11条第3項に基づく「市町村障害者基本計画」として策定し、本市における障害者施策全般にかかわる基本理念や基本目標等を定めた計画です。

第7期福知山市障害福祉計画は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。)第88条第1項に基づく「市町村障害福祉計画」に相当し、障害福祉サービス及び相談支援などの提供体制の確保に関する事項を定めた計画です。

第3期福知山市障害児福祉計画は、児童福祉法第33条の20第1項に基づく「市町村障害児福祉計画」に相当し、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に関する事項を定めています。

(2) 市の計画における位置づけ

これら3つの計画(以下、本計画という。)は、市政運営の総合的な指針である「まちづくり構想 福知山」の分野別計画として位置付けられます。また、「福知山市手話言語及び障害のある人の多様なコミュニケーション促進条例」、福祉分野の上位計画である福知山市地域福祉計画や他の関係する福祉関連の計画及び国の法律、京都府の計画等との整合性を保つものとしします。

3 計画の期間

「福知山市障害者計画」は、令和6(2024)年度から令和8(2026)年度までの3年間を計画期間とします。

「第7期福知山市障害福祉計画」及び「第3期福知山市障害児福祉計画」は、国の基本指針において計画期間を「3年を1期」として定められていることから、令和6(2024)年度から令和8(2026)年度までの3年間を計画期間とします。

また、計画期間内における制度改正や社会情勢の変化などにより、必要な場合は適宜計画の見直しを行うこととします。

4 計画の対象

本計画における「障害のある人」とは、障害者手帳（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳）のあるなしにかかわらず、身体障害、知的障害、精神障害、発達障害、高次脳機能障害、難病その他の心身の機能の障害がある人など、日常生活や社会生活で支援を必要とする全ての人を対象とします。

5 計画の策定体制等

(1) 障害のある人の生活と福祉に関する調査の実施

障害のある人の現状や障害福祉サービス等の利用意向などを把握し、計画策定の基礎資料を得るため「障害のある人の生活と福祉に関する調査」（以下「市民アンケート調査」）を実施しました。

(2) 障害者計画策定に係る法人・事業所調査の実施

市内で障害福祉サービス、地域生活支援事業及び障害児通所支援等を実施している事業所及び設置主体（法人）を対象に、障害福祉サービス等に関するニーズや事業所の体制等を把握するため、「障害者計画策定に係る法人・事業所調査」（以下「法人・事業所アンケート調査」）を実施しました。

(3) 障害者団体へのヒアリング調査の実施

障害者団体に対して、令和4年度に実施した「障害のある人の生活と福祉に関する調査」の結果を踏まえて、市の障害福祉施策に対する意見や課題等を把握するため「障害者団体へのヒアリング調査」（以下「ヒアリング調査」）を実施しました。

(4) 福知山市障害者計画策定委員会での審議

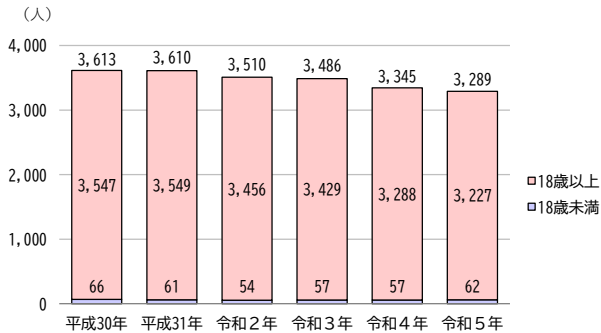
本計画の策定に当たり、障害のある人やその家族及び各関係機関で構成する「福知山市地域自立支援協議会」の委員に、学識経験者や公募による委員を加えた28人で構成する「福知山市障害者計画策定委員会」を開催し、意見聴取や計画案の検討などを踏まえた上で計画策定を行いました。



本市の障害のある人の現状

(1)身体障害者手帳所持者の状況

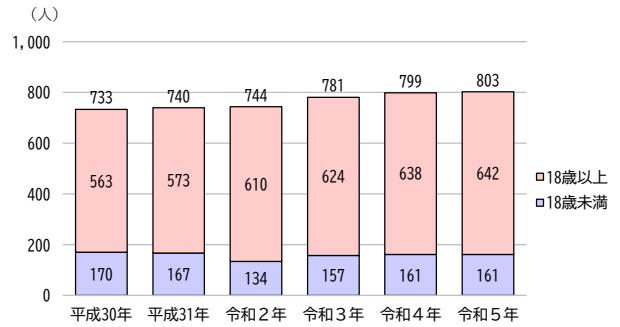
身体障害者手帳所持者は、令和5年は3,289人で、平成30年以降、毎年減少しています。



資料：福知山市障害者福祉課（各年4月1日現在）

(2)療育手帳所持者の状況

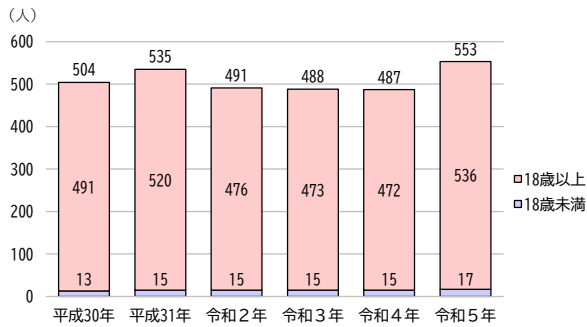
療育手帳所持者は、令和5年は803人で、平成30年の733人から70人(9.5%)増加しています。



資料：福知山市障害者福祉課（各年4月1日現在）

(3)精神障害者保健福祉手帳所持者の状況

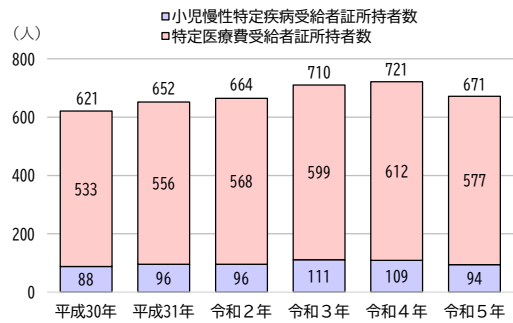
精神障害者保健福祉手帳所持者は、令和5年は553人で、平成30年以降500人前後で推移しています。



資料：福知山市障害者福祉課（各年4月1日現在）

(4)難病患者等の状況

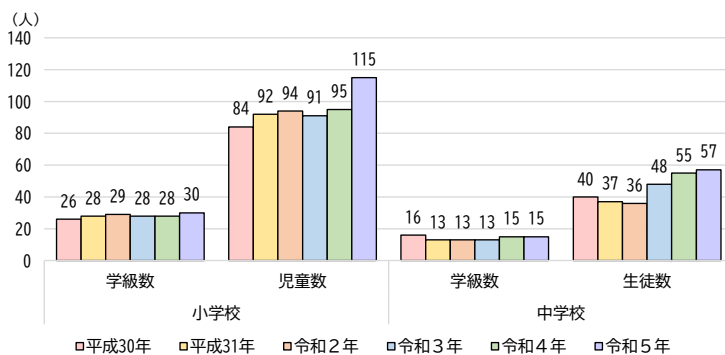
令和5年の特定医療費受給者証所持者数は577人、小児慢性特定疾病受給者証所持者数は94人です。



資料：京都府中丹西保健所保健課（各年4月1日現在）

(5)特別支援学級の状況

小学校も中学校も特別支援学級の在籍児童数・生徒数は増加しています。



資料：福知山市教育委員会学校教育課（特別支援学級等実態調査結果各年5月1日現在）

障害福祉に関わる課題

◆ 啓発・理解の促進

住み慣れた地域で、障害のある人が障害のない人と同じように生活するためには、周囲の人が障害のことを正しく理解し、共に地域で生活する一員として、障害のある人の人権を尊重することが大切です。

市民アンケート調査では、特に就職や地域の場面で差別を感じるものが「ある」と回答した人が多くあります。また、4割の方がコミュニケーションに困難さを感じているという結果です。障害のある人が地域で生活するためには、障害の特性に応じてコミュニケーションを図れることや地域での支援が必要不可欠です。障害のある人も障害のない人と同様に情報を取得し、意思疎通を行えるよう、障害のある人の状態に応じたわかりやすい文章、イラストによる表現の使用や多様なコミュニケーションツールを活用するなど、情報保障の体制の整備が必要です。

障害のある人の地域生活や社会参加による共生社会の実現に向けて、障害への理解を深め、差別や偏見の解消に向けた取組や多様なコミュニケーション手段を促進していくことが求められます。

◆ 生活支援について

障害のある人が地域社会で自立した生活を送るためには、障害の特性やニーズに応じた障害福祉サービスの提供や生活を安定・充実させるための支援が必要です。

ヒアリング調査では、「親亡き後」の生活基盤や支援に不安があるという声があります。

法人・事業所アンケート調査では、十分な障害福祉サービスを提供するための福祉人材の確保・育成・定着が深刻な課題となっています。

障害のある人が個々の能力を発揮し、生きがいを感じて働くために「障害者雇用 1000 人のまちプロジェクト」に取り組み、令和 4 年度末には 1001 人となりました。今後は、「障害者雇用 1000 人のまちプロジェクト」の取組を踏まえ、障害のある人の就労継続に向けて取り組む必要があります。

障害のある人が自立した生活を送るため、暮らしの基盤整備や福祉サービスの充実、福祉人材の確保など地域で支える体制づくりが求められます。

◆ 安全・安心な生活環境の整備

障害のある人が住み慣れた地域で安心して生活するためには、公共施設・公共交通機関のバリアフリー化、移動や外出の際の支援等が欠かせません。市民アンケート調査では、外出の際の交通費の負担や困ったときの対応などが求められており、経済的負担の軽減や障害のある人の移動を支える支援について検討が必要です。また、災害時には、地域の中では障害のある人に関する情報共有が十分にできていないため、障害のある人にとって地域の避難体制が不安であるという声が聞かれます。地域住民といざという時に助け合える関係を築くことができる避難訓練について、市民アンケート調査やヒアリング調査では、障害のある人は参加しにくい状況があり、訓練に参加しやすい環境づくりが求められています。災害発生時には迅速かつ適切な情報提供を障害の特性に配慮した方法で行い、情報保障するとともに、避難支援体制の強化、避難生活における安全・安心の確保等に取り組んでいく必要があります。

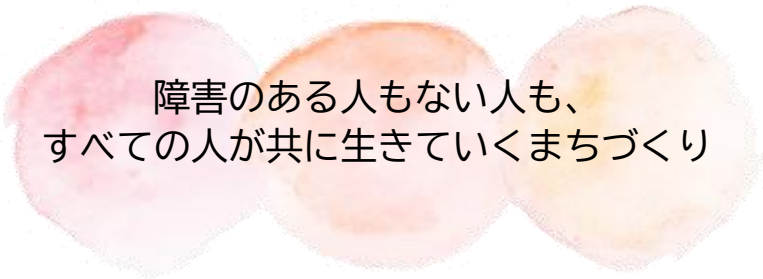
計画の基本方針

次の基本理念、基本目標を掲げて計画を推進します。

1 基本理念

国は、令和5(2023)年度から5年間の計画である第5次障害者基本計画において、共生社会の実現に向けて、障害のある人が自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加し、その能力を最大限発揮して自己実現できるよう支援するとともに、障害のある人の社会参加を制約する社会的障壁を除去することを基本理念としています。

本市においては、前計画において「障害のある人もない人も、すべての人が共に生きていくまちづくり」を基本理念として掲げてきましたが、共生社会の実現に向けて、引き続き、すべての人が、住み慣れた地域社会のなかで互いに尊重し合い、いきいきと活動しながら共に生活していく社会の構築を目指していきます。



障害のある人もない人も、
すべての人が共に生きていくまちづくり

2 基本目標

【1】互いに尊重し合い、尊厳を持って暮らせるまちづくり

障害や障害のある人への理解を促進し、障害のある人、一人ひとりが尊重され、社会的障壁を感じることなく暮らせるまちづくりを推進します。

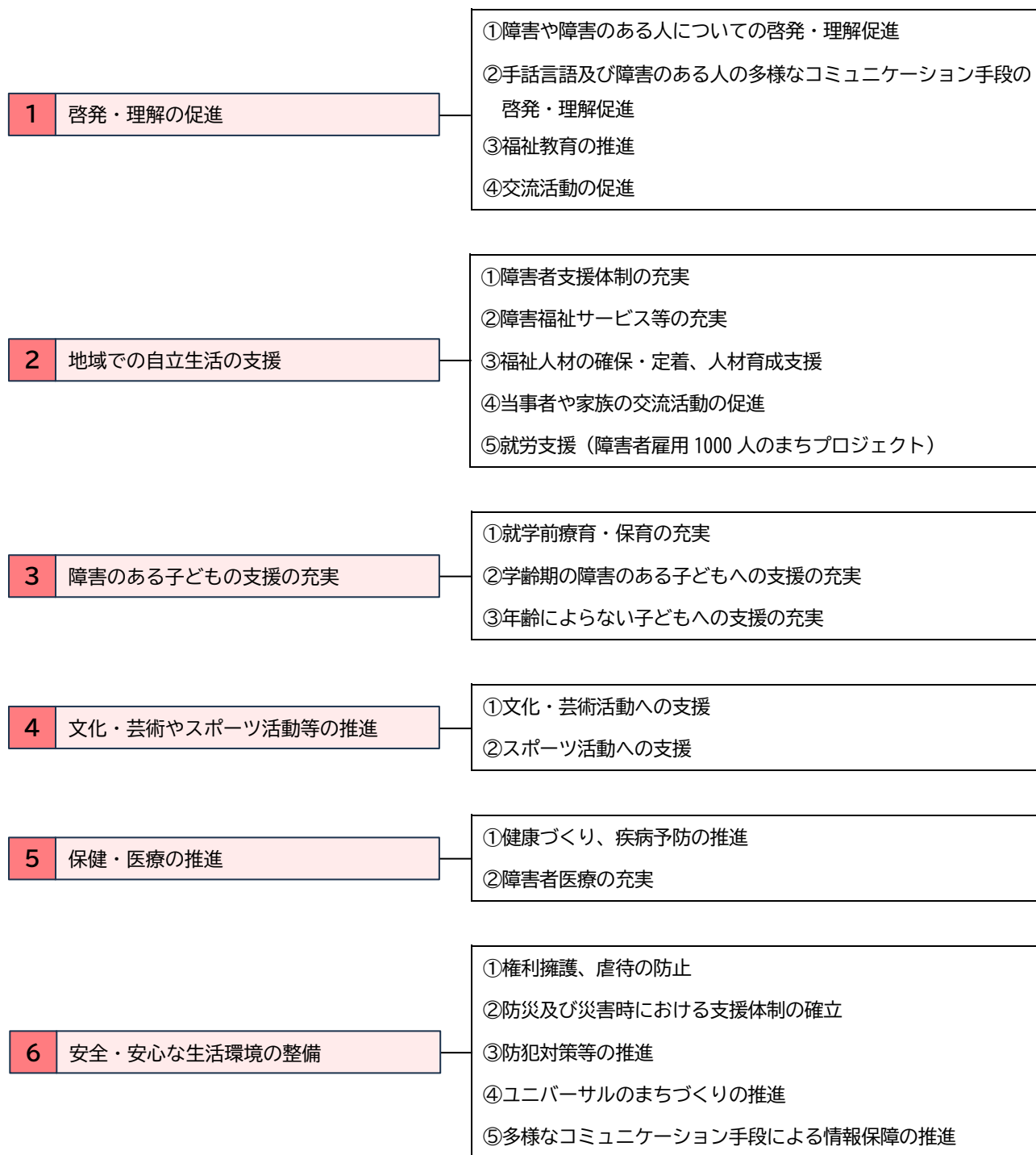
【2】いきいきと自立した生活を送れるまちづくり

障害のある人が、経済的に自立し、その能力を最大限に発揮して、いきいきと様々な活動に参加できるまちづくりを推進します。

【3】誰もが地域で安心して暮らせるまちづくり

障害の有無にかかわらず、誰もが自由に社会参加でき、不安を感じることなく安心して暮らしているまちづくりを推進します。

3 施策の体系



施策の展開

1 啓発・理解の促進

①障害や障害のある人についての啓発・理解促進

- 様々な障害を知り、障害のある人にちょっとした手助けや配慮を行うことにより、障害のある人が暮らしやすい共生社会を一緒につくっていく「あいサポート運動」を推進し、運動の啓発と理解者を増やすための「あいサポーター研修」を実施します。



- 令和6(2024)年4月から障害を理由とする差別解消の推進に関する法律(平成25年法律第65号。以下「障害者差別解消法」という。)」に基づき、事業者による障害のある人への合理的配慮の提供が義務化されることから、合理的配慮に関する啓発を一層推進します。

②手話言語及び障害のある人の多様なコミュニケーション手段の啓発・理解促進

- 手話言語への理解のため、奉仕員養成講座等を開催し手話を学ぶ機会を提供します。
- 多様なコミュニケーション支援の実施について周知を図り、障害の特性に応じた多様なコミュニケーション手段について啓発します。

③福祉教育の推進

- 公民館・地区福祉推進協議会等の地域活動や職場において、市民が障害についての正しい理解と認識を深め、障害のある人と共に生きる社会を目指す学習活動の推進に努めます。世代や分野を超えて福祉を学び合う場づくりや多様な主体が協働で推進する福祉学習の企画にも取り組みます。
- 社会福祉協議会において、市内の中学生及び高校生を対象に福祉施設で高齢者や障害のある人とのふれあい体験の実施や学校への出前講座など社会福祉について理解を深める機会を設けます。

④交流活動の促進

- 小学校・中学校・高等学校等と支援学校との交流学習や、福祉施設での体験学習等、障害のある人とのふれあいの場と機会の充実を図ります。
- 障害のある人もない人も共に集えるイベントや行事の開催に努めるとともに、各種団体等による開催を支援します。

2 地域での自立生活の支援

①障害者支援体制の充実

○障害のある人の重度化や高齢化、「親亡き後」を見据え、障害のある人の地域生活支援を推進するため、地域生活支援拠点の充実を図ります。

【地域生活支援拠点】

障害のある人が地域で安心して生活できるよう、また、病院や親元から地域へ生活の場を移行しやすいよう、地域の事業者や関係機関と連携し、障害のある人の地域生活を地域全体で支える体制を整備するとともに、障害福祉サービス等の充実を図ります。



○相談支援事業所を中心に、地域包括支援センター、その他関係機関、各相談員等の連携を強化し、重層的相談支援体制の整備に取り組みます。

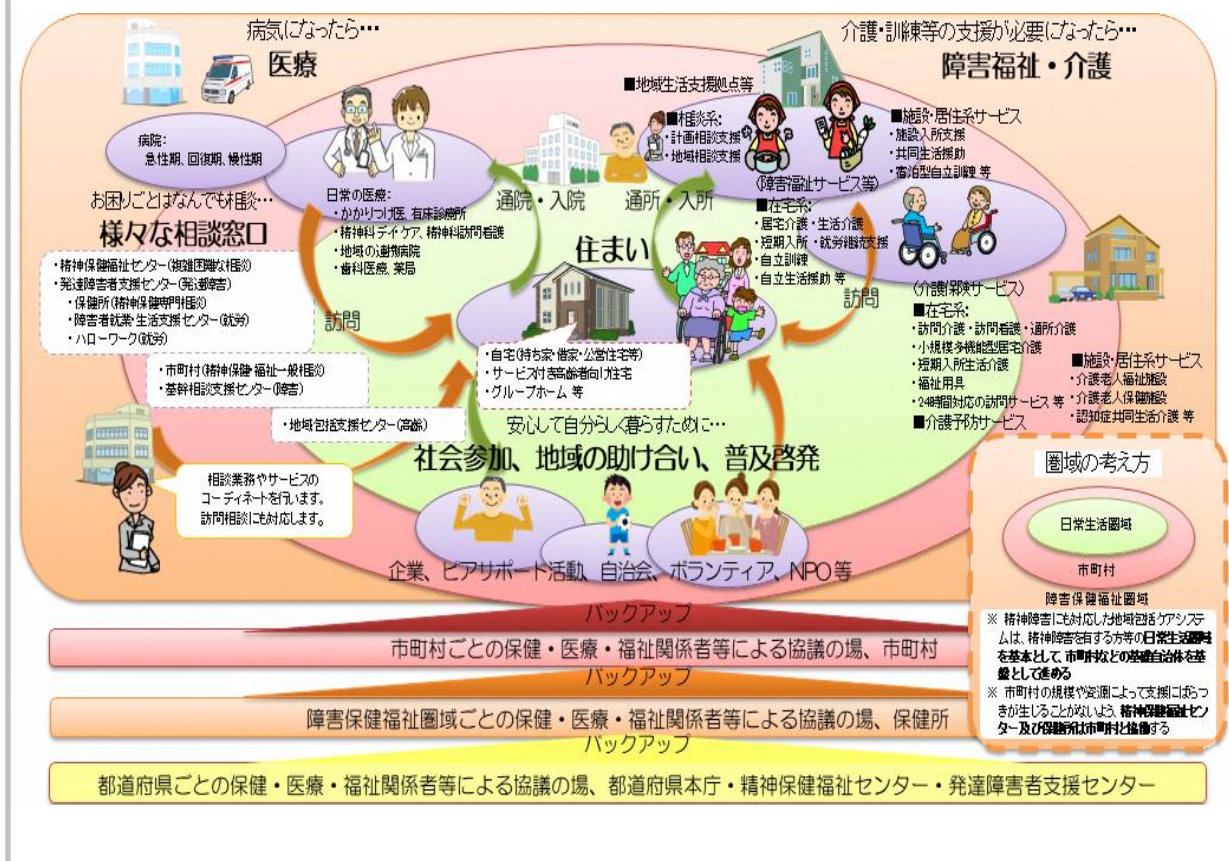
○保健所、児童相談所、障害児相談支援事業所、障害児通所支援事業所、医療機関等の連携により、子どもの発達に応じた適切な相談や療育を受けられる体制づくりに努めます。

○精神障害のある人が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしができるよう、精神障害のある人にも対応した地域包括ケアシステムの充実を図ります。

【精神障害のある人にも対応した地域包括ケアシステム（にも包括）】

精神障害の有無や程度にかかわらず、誰もが安心して自分らしく暮らすことができるよう、医療、障害福祉、介護、住まい、社会参加（就労など）、地域の助け合い、普及啓発が包括的に確保されたシステムのことです。

個別ケースの支援を通じて関係機関の連携を強化し、既存の資源、仕組みをしながら「にも包括」の充実を図ります。



○基幹相談支援センターが中心となり、市内の相談支援事業所を対象とした連絡会を定期的を開催し、連携の強化を図ります。

②障害福祉サービス等の充実

○障害のある人が身近な地域において障害福祉サービスを受けることができ、生涯を通じて安心して暮らすことができるように、障害福祉サービスや地域生活支援事業等、障害のある人の地域生活を支援するためのサービス等の充実を図ります。

○発達障害のある人の地域生活を支えるために、中丹圏域発達障害者支援センター、相談支援事業所等と連携して情報提供等を行い、適切な福祉サービスが受けられるよう支援します。

③福祉人材の確保・定着、人材育成支援

○点訳奉仕員・朗読ボランティア・手話奉仕員養成講座、要約筆記講座の実施を継続します。

○基幹相談支援センターが中心となり、研修や事例検討会を開催し、相談支援に携わる人材の育成を図ります。

④当事者や家族の交流活動の促進

○外出の機会の提供、社会参加の促進を図るため、創作教室、料理教室、歩行訓練講座、体験事業を実施します。

○障害のある人同士の交流と社会参加のため、障害者団体の活動を支援します。

⑤就労支援（障害者雇用 1000 人のまちプロジェクト）

○障害のある人の就労支援に関する相談窓口の啓発と相談体制の充実を図ります。

○ハローワーク、北京都ジョブパーク、京都府立福知山高等技術専門校、相談支援事業所、障害者就業・生活支援センター、就労支援事業所、教育機関、医療機関等と連携し、就労・雇用についての情報提供に努めるとともに、障害のある人、一人ひとりの特性に応じたきめ細かな相談等を行い、障害のある人の就労支援と雇用の促進を図ります。

3 障害のあるこどもの支援の充実

①就学前療育・保育の充実

○乳幼児期に一貫した健診を実施し、発達上の支援を必要とする子どもの早期発見、早期対応を行います。

○保育所、幼稚園、認定こども園において、集団の中で、障害のある子もない子に関わり合い、認め合う保育の更なる拡充に向け、保育士確保の支援や補助制度の充実、保育士の質の向上を図ります。

②学齢期の障害のある子どもへの支援の充実

○障害者手帳の有無に関わらず学校に行きにくい子どもについても学習の機会を提供するため、教育と福祉が連携し、子どもが主役の多様な学びを推進します。

- 保護者の教育上の悩みや不安を解消し、障害のある子ども一人ひとりに最も適切な教育の場が提供できるよう、学校・家庭・関係機関が連携し教育相談体制の充実を図ります。

③年齢によらない子どもへの支援の充実

- 発達に課題のある子どもについて、発達支援に関する専門スタッフが保育所等を訪問し、集団生活に適応するための専門的な支援や支援方法等の指導等を行う保育所等訪問支援を充実します。
- 京都式強度行動障害モデル事業など活用し、行動障害のある子どもの特性に合わせた個別支援のあり方について検討します。

4 文化・芸術やスポーツ活動等の推進

①文化・芸術活動への支援

- 「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」（読書バリアフリー法）の成立を踏まえ、障害の特性に応じた読書環境の整備に努めます。
- 聴覚障害者等の文化芸術を鑑賞する機会を充実するため、文化施設等へのヒアリンググループ等の設備の活用について啓発します。

②スポーツ活動への支援

- 障害のある人同士の交流や体力増進を図るために、障害者スポーツの講習会等を開催するなど、障害のある人のスポーツ活動の普及に努めます。
- 各種障害者スポーツ大会への参加を促進し障害のある人のスポーツ活動を支援します。

5 保健・医療の推進

①健康づくり、疾病予防の推進

- 障害の原因となる生活習慣病を早期発見するために各種健康診査、検診を実施します。また発症予防のために保健指導を実施します。
- 季節性インフルエンザ等の感染予防及び感染症による健康状態の悪化を防止するため、重度の障害のある人の予防接種費用を補助します。

②障害者医療の充実

- 障害のある人の健康保持及び障害の軽減、機能回復のために、必要な医療費の補助等の支援を行います。

○高次脳機能障害等のある人に対し、理学療法士、作業療法士等による相談やリハビリ等、日常生活に身近な場所での適切なサービス提供を図ります。

6 安全・安心な生活環境の整備

①権利擁護、虐待の防止

- 成年後見制度や福知山市成年後見センターの周知と利用促進を図るとともに、申立てに係る相談支援を行います。また、必要に応じて市長申立てや、申立てに要する費用の助成を行います。
- 障害のある人への虐待防止のため、障害者虐待防止法における虐待の通報義務等について、市民への周知を図ります。

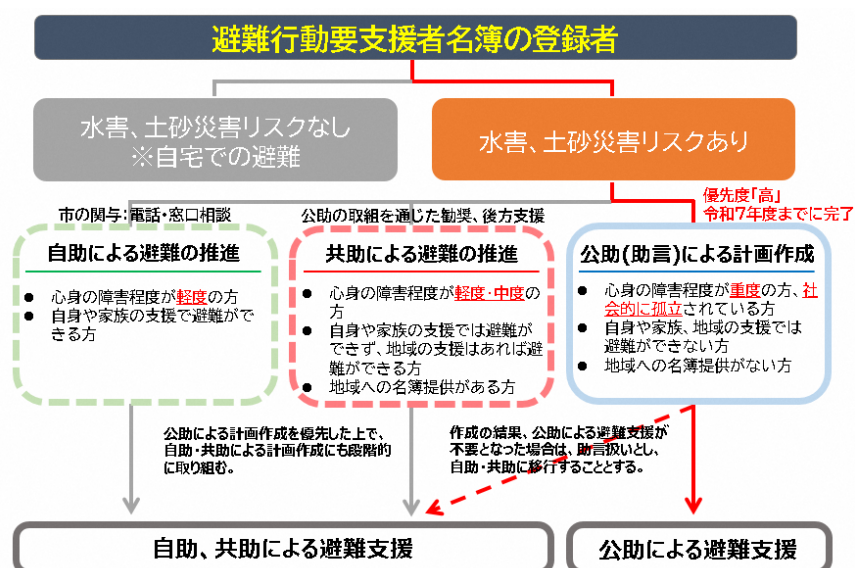
②防災及び災害時における支援体制の確立

- 地域防災訓練において要配慮者避難支援訓練を実施し、避難の際に必要な配慮について、要配慮者及び支援者の相互理解を深めます。
- 避難行動要支援者名簿に記載されている方のうち、同意が得られた方の名簿を地域へ提供します。地域で情報を共有することで、平常時の見守りや災害時の個別避難支援計画の策定などを推進します。
- 災害時ケアプランに基づく福祉避難所への直接避難を推進するとともに、避難生活における要配慮者の介助等を行うための避難生活サポーターや開設・運営を支援できる人材の確保・養成を行い、受け入れ体制を整備します。

【災害時ケアプラン（個別避難計画）】

災害の際に自力での避難が困難な方のうち、家族等の避難支援が得られない方や家族だけでは避難が困難な方に対し、福祉専門職が、本人やその家族、必要に応じて地域住民を交えて避難のタイミングや移送手段、避難場所など、一連の活動を想定した具体的な避難計画を作成しています。

安全・安心に生活できるように、地域や相談支援事業所等と連携し、災害時ケアプランの取組の充実を図ります。



③防犯対策等の推進

- 社会福祉協議会が障害のある人や高齢者で希望する人に配付している「安心生活見守りキーホルダー」（事前に緊急連絡先等を登録しておくことで、緊急時に身元が確認できる）の啓発に努めます。
- 警察や自治会その他の関係機関との連携のもと、防犯講習の受講等により地域ぐるみの防犯体制の整備を促進します。

④ユニバーサルのまちづくりの推進

- 「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（バリアフリー新法）、「京都府福祉のまちづくり条例」によるまちづくりを実現するため、公共施設等のバリアフリー整備を進めるとともに、京都府と連携して事業主等への理解促進を図ります。「京都府福祉のまちづくり条例」等により、公共施設等のバリアフリー整備を推進します。
- 都市公園及び道路等については、「福知山市における高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な特定公園施設の設置の基準に関する条例」や「福知山市における高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な道路の構造の基準を定める条例」に基づき、高齢者や障害のある人が利用しやすい環境整備を推進します。

⑤多様なコミュニケーション手段による情報保障の推進

- 障害のある人へ情報提供を行う際は、イラストや説明、ふりがななどを活用し、わかりやすい表現に努めます。また、視覚障害のある人向けに点訳化や音訳化など障害特性に応じた情報提供に努めます。
- 意思疎通支援事業等により手話通訳者、要約筆記者を要請に応じ派遣します。

第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画の取組方針

計画期間において、次の方針により取り組んでいきます。

(1) 相談支援体制の充実・強化等【継続・一部新規】

相談支援体制の充実・強化等については、基幹相談支援センターが中心となり、研修や事例検討会を開催し、相談支援に携わる人材の育成を図ります。また、主任相談支援専門員の確保に努めます。

(2) 福祉施設の入所者の地域生活への移行【継続】

令和8年度末で、令和4年度末時点の施設入所者数のうち7人以上が地域生活へ移行することとし、令和8年度末の施設入所者数を令和4年度末時点の施設入所者数から6人以上削減することを目標とします。

(3) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築【継続】

地域における保健、医療、福祉関係者の協議の場を通じ、連携体制を強化し、精神障害者の地域生活への移行の支援を充実させます。

(4) 地域生活支援の充実【継続・一部新規】

地域生活支援拠点等の機能の充実について、福知山市地域自立支援協議会で運用状況の検証及び検討を年1回以上行います。

強度行動障害を有する者に関して、市町村又は圏域において、支援ニーズを把握し、支援体制の整備をすすめます。

(5) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

障害福祉サービス等の質を向上させる取組に係る体制を構築するため、各種研修会へ参加し職員の質の向上を図るとともに障害者自立支援審査支払等システムでの審査結果の活用に向けて取り組みます。また、京都府が実施する各種研修会を活用し、福祉人材の育成に向けて取り組みます。

(6) 福祉施設から一般就労への移行等【継続・一部新規】

令和8年度末で、就労移行支援事業等を通じて一般就労へ移行する人数を8人以上とします。

令和8年度末で、就労定着支援事業所の利用者数を4人以上とします。

(7) 障害のある子どもへの支援の提供体制の整備等【継続】

児童発達支援センターについては、障害の重度化、重複化及び多様化に対応する専門的機能の強化を図り、各関係機関と連携を密にし、地域における中核的な支援機関として位置づけます。

保育所等訪問支援の充実により、障害のある子どもの集団生活への適応への支援を受けられる施設を増やします。

計画の推進と評価

1 計画の推進体制

(1) 庁内関係部門との連携

本計画で推進する各種施策は、福祉分野にとどまらず、保健、医療、教育、生活環境、労働、人権など多岐に渡るため、関連施策をそれぞれの担当課が主体的に推進するとともに、庁内関連部門との相互連携を図りながら、各種施策を推進します。

(2) 関係各機関との連携

計画の実施にあたっては、ハローワークや特別支援学校など、国や京都府の機関、また、障害のある人や障害者団体、社会福祉協議会、医師会、ボランティア団体、民生委員・児童委員などと連携するとともに、施設の広域利用など、圏域内の近隣市町とも連携を図りながら、円滑な事業の実施に努めます。

(3) 福知山市地域自立支援協議会との連携

福知山市地域自立支援協議会において、適切なサービスの提供、充実を図り、地域での自立した生活を促進するため、計画の目標達成に向けた課題や施策の検討を行います。

そのため、担当課は、協議会が検討を行ううえで、データの提供、調査など必要な支援を行い、協議・連携を図るものとします。

2 計画の進行管理と評価

計画の実効性を高め、効果的・効率的に事業を推進するには、計画を実行後にその成果を評価し、次の改善へとつなげるため、「PDCAサイクル」に基づいた計画の進行管理を進めていくことが必要です。

このため、本計画に基づく事業の実施状況や効果、課題などについて、毎年度、福知山市地域自立支援協議会に報告し、進行管理を行い、今後の施策・活動に反映していきます。

3 計画の情報発信

障害福祉サービスや各種障害のある人の支援制度、地域福祉活動など、さまざまなサービスや制度の周知とあわせ、本計画について市民の理解を深めるため、広報やパンフレット、ホームページなどの媒体や出前講座の開催などを通じて、積極的に情報発信・広報活動を行っていきます。

福知山市障害者計画・第7期福知山市障害福祉計画・第3期福知山市障害児福祉計画

【概要版】

発行 福知山市 福祉保健部 障害者福祉課

〒620-8501 京都府福知山市字内記 13 番地の 1

電話 0773-24-7017 Fax 0773-22-9073

発行年月 令和6年3月